

損害賠償請求事件の和解および損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

1 事案の概要

令和6年1月5日滋賀県立伊吹高等学校において、同校教員が、補習のときに行った小テストの原告の採点結果を学習支援アプリにおいて他の生徒に分かる形でメッセージ送信して開示したことにより、精神的苦痛を受けた原告から、令和6年4月19日に滋賀県を被告とする損害賠償請求訴訟が提起された。

事件番号 損害賠償請求事件 大津地方裁判所 令和6年(ワ)第249号

提 訴 令和6年4月19日

原 告 滋賀県在住 個人

被 告 滋賀県

請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対して、50万円およびこれに対する訴状送達の日から支払い済まで年3分の割合による金員を支払え
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする
との判決を求める。

2 訴訟経過

訴訟継続中のところ、令和6年7月30日大津地方裁判所から、和解の勧誘があり、このたび原告と滋賀県が合意に達したので、和解しようとするものである。

令和6年 4月 19日 大津簡易裁判所に提訴
同年 5月 7日 大津地方裁判所に移送
同年 7月 30日 第1回口頭弁論、和解の勧誘
同年 9月 11日 弁論準備手続き
同年 10月 17日 弁論準備手続き
同年 10月 18日 大津地方裁判所から和解の勧告
同年 10月 31日 弁論準備手続き：原告と県の間で合意

3 和解の要旨

- (1) 滋賀県は、原告に対し、プライバシーの侵害により心情を傷つけたことを謝罪する。
- (2) 滋賀県は、原告に対し、今後、個人情報の取り扱いに関する手引きの職員への周知や個人情報保護に関する職員研修の実施により、生徒の個人情報を不当に開示することのないよう再発防止に努めることを約する。
- (3) 滋賀県は、原告に対し、本件に関する損害賠償債務として金 35,000 円を支払うこととし、同金員を令和7年1月31日限り、原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。
- (4) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (5) 原告と滋賀県は、原告と滋賀県との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は、各自の負担とする。

4 今後の予定

議会の議決を得られれば、次回の弁論準備手続き(令和6年12月23日予定)にて和解し、その後、裁判所が和解調書を作成し、双方に交付される。